

【次世代育成支援対策推進法にもとづく

青梅市特定事業主行動計画の取組状況】

1 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

所属の管理監督者は、職員から育児休業等の申出があった場合は、職場の中で業務分担の見直しを行い、取得しやすい環境を作る取り組みを行っています。

＜育児休業の取得状況＞

育児休業は、3歳に満たない子を養育している職員（男女問わず）が対象となり、子が3歳に達する日（満3歳の誕生日の前日）まで取得できるものです。

年度	区分	取得者数	未取得者数	取得期間		
				1年未満	1年以上 2年未満	2年以上
平成28年度	女性	29人	0人	14人	13人	2人
	男性	1人	28人	1人	0人	0人
	計	30人	28人	15人	13人	2人
平成29年度	女性	32人	1人	14人	16人	2人
	男性	0人	30人	0人	0人	0人
	計	32人	31人	14人	16人	2人
平成30年度	女性	25人	0人	11人	13人	1人
	男性	1人	22人	1人	0人	0人
	計	26人	22人	12人	13人	1人
平成31年度 (令和元年度)	女性	27人	0人	12人	13人	2人
	男性	8人	26人	8人	0人	0人
	計	35人	26人	20人	13人	2人
令和2年度	女性	27人	2人	19人	8人	0人
	男性	5人	17人	5人	0人	0人
	計	32人	19人	24人	8人	0人
令和3年度	女性	21人	0人	11人	8人	2人
	男性	11人	14人	10人	1人	0人
	計	32人	14人	21人	9人	2人
令和4年度	女性	24人	0人	9人	12人	3人
	男性	12人	15人	12人	0人	0人
	計	36人	15人	21人	12人	3人

令和5年度	女性	24人	0人	13人	9人	2人
	男性	19人	10人	19人	0人	0人
	計	43人	10人	32人	9人	2人

2 子どもの看護休暇の取得推進

他の休暇制度と比較すると「子どもの看護休暇」の認知度が低いことから、制度の周知を図り、職場の雰囲気醸成し、子どもの看護休暇の取得推進を図る取り組みを行っています。

＜子どもの看護休暇の取得状況＞

子どもの看護休暇は、中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が対象となり、年度を通じ5日（養育する子が複数の場合にあっては、10日。）以内で取得できる休暇です。

年度	区分	取得者数	取得日数	平均取得日数
平成 28 年度	女性	85 人	313.5 日 (4 時間)	3.7 日
	男性	39 人	115.0 日	2.9 日
	計	124 人	428.5 日 (4 時間)	3.5 日
平成 29 年度	女性	100 人	389.5 日	3.9 日
	男性	57 人	182.0 日 (7 時間)	3.2 日
	計	157 人	571.5 日 (7 時間)	3.6 日
平成 30 年度	女性	114 人	472.5 日 (1 時間)	4.1 日
	男性	76 人	220.5 日 (3 時間)	2.9 日
	計	190 人	693.0 日 (4 時間)	3.6 日
平成 31 年度 (令和元年度)	女性	107 人	422.5 日 (1 時間)	3.9 日
	男性	79 人	255.5 日 (5 時間)	3.2 日
	計	186 人	678.0 日 (6 時間)	3.6 日
令和 2 年度	女性	91 人	332.5 日 (2 時間)	3.7 日
	男性	55 人	207.5 日 (1 時間)	3.8 日
	計	146 人	540.0 日 (3 時間)	3.7 日
令和 3 年度	女性	100 人	434.5 日 (1 時間)	4.3 日
	男性	85 人	325.0 日 (5 時間)	3.8 日
	計	185 人	759.5 日 (6 時間)	4.1 日
令和 4 年度	女性	73 人	442.0 日 (4 時間)	6.0 日
	男性	86 人	372.0 日 (4 時間)	4.3 日
	計	159 人	815.0 日	5.1 日
令和 5 年度	女性	112 人	652.5 日 (4 時間)	5.8 日
	男性	122 人	621.0 日 (4 時間)	5.1 日
	計	234 人	1275.0 日 (1 時間)	5.4 日

3 子どもの出生時における父親の休暇取得の推進

子どもの出生時は家族の支援だけでなく、職場の支援も必要であることから、父親になる職員に対して、子どもの出生時にまず2日間の休暇の完全取得を目指し、最終的には5日間の休暇（特別休暇と年次休暇を組み合わせる）が取得できるよう、休暇取得推進に向けた取り組みを行っています。

＜出産介護休暇の取得状況＞

職員の妻が出産する場合において介護を必要とするときに、2日以内に取得できる休暇です。

年度	取得者数	取得日数	うち他の休暇と合わせて5日以上連続して休暇を取得した者
平成 28 年度	18 人	32 日	2 人
平成 29 年度	18 人	33 日	6 人
平成 30 年度	19 人	36 日	3 人
平成 31 年度 (令和元年度)	28 人	53 日	5 人
令和 2 年度	20 人	38 日	5 人
令和 3 年度	14 人	26 日	1 人
令和 4 年度	24 人	43 日	8 人
令和 5 年度	22 人	44 日	6 人

4 年次休暇の取得推進

年次休暇を取得していない職員、休暇取得が少ない職員、業務多忙な職員においては計画的な取得の推進に努め、連続休暇の取得等、所属長が休暇取得の奨励を行い、年次休暇の取得日数向上に努め、職員一人当たりの年次休暇の平均取得日数が 15 日以上になるよう、取り組みを行っています。

＜年次有給休暇の取得状況＞

年度	平均取得日数
平成 28 年度	12.5 日
平成 29 年度	12.5 日
平成 30 年度	12.7 日
平成 31 年度 (令和元年度)	14.1 日
令和 2 年度	14.3 日
令和 3 年度	14.2 日
令和 4 年度	14.9 日
令和 5 年度	15.5 日